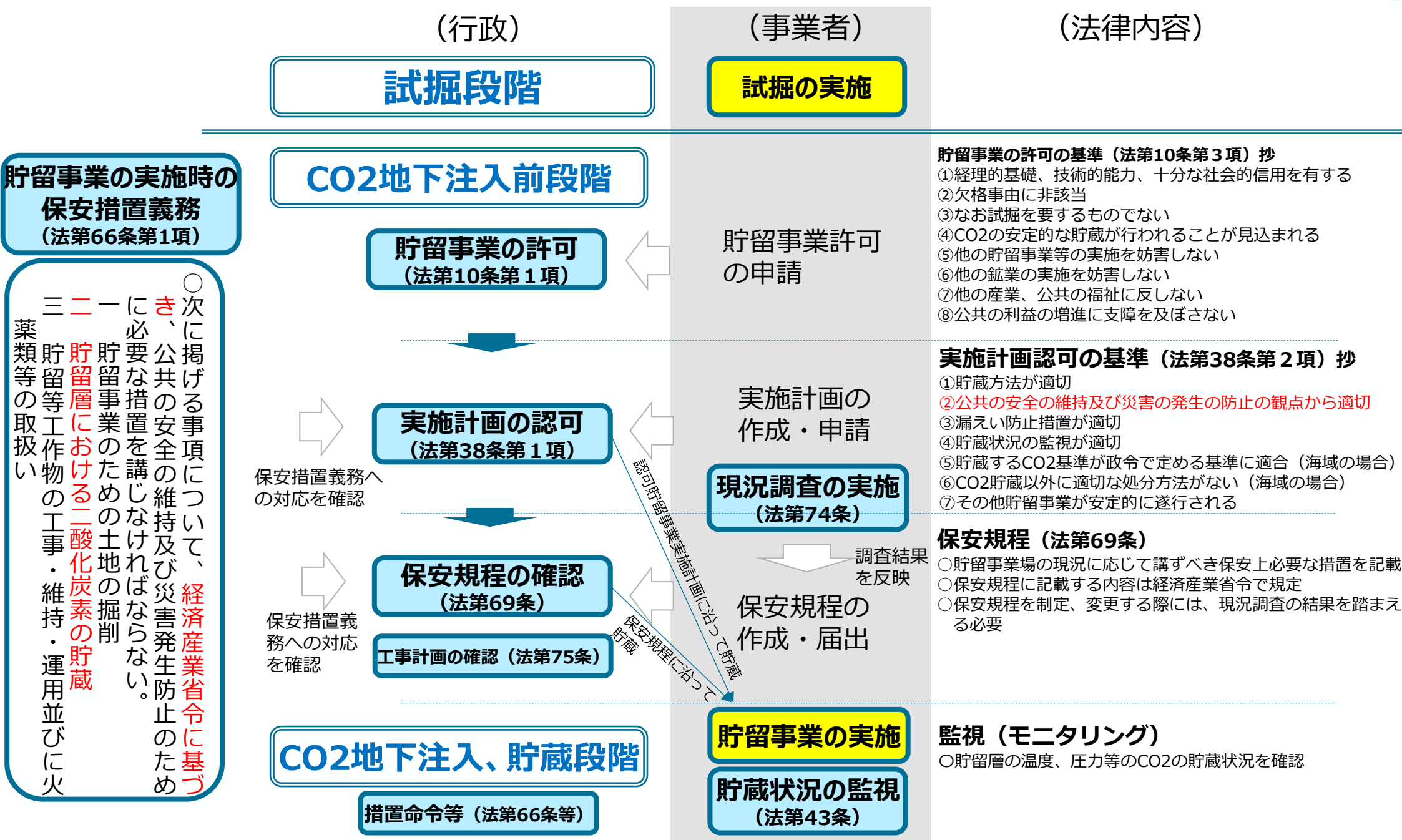


# CCS事業法について

令和7年3月10日  
経済産業省 産業保安・安全グループ<sup>o</sup>  
鉱山・火薬類監理官付

# 貯留事業の実施に係るCCS事業法の保安規制に関する主要なプロセス



# (参考) 貯留事業者等に対する保安規制の概要

※太字下線部は、具体的な内容等の検討が必要な主要項目

## ● 貯留事業者等の義務等

- 公共の安全の維持及び災害の発生の防止のために必要な措置を講じなければならない（第66条）
- 貯留等工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない（第67条）
- 経済産業省令で定める災害が発生した場合には、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない（第68条）

## ● 自主的な保安

- 保安規程を定め、貯留事業の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない（第69条）
- 従業者に保安教育を施さなければならない（第70条）
- 経済産業省令で定める要件を備える者のうちから、作業監督者を選任し、その貯留事業場等における保安の監督をさせなければならない 等（第71条～第73条）
- 貯留事業を開始しようとするとき等は、貯留事業場の現況について経済産業省令で定める事項を調査し、その結果を記録し、これを保存しなければならない（第74条）

## ● 工事計画及び検査

- 貯留等工作物の設置又は変更の工事であって経済産業省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない 等（第75条）
- 貯留等工作物であって経済産業省令で定めるものの設置又は変更の工事を完成したときは、使用の開始前に、当該貯留等工作物について自主検査を行い、その記録を作成し、これを保存しなければならない（第76条）
- 貯留等工作物であって経済産業省令で定めるものについては、定期的に、自主検査を行い、その記録を作成し、これを保存しなければならない（第77条）

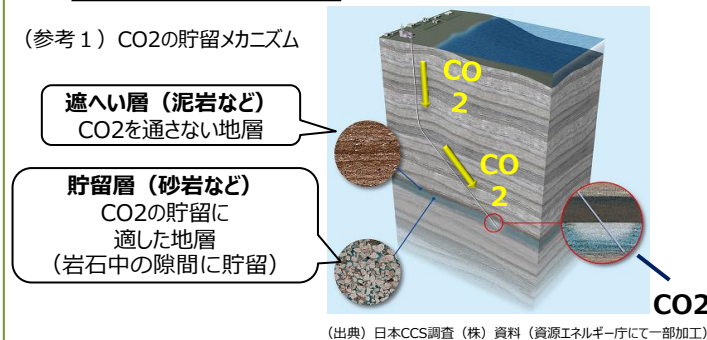
## 背景・法律の概要

- ✓ **2050年カーボンニュートラル**に向けて、今後、脱炭素化が難しい分野におけるGXを実現することが課題。こうした分野における**化石燃料・原料の利用後の脱炭素化を進める手段**として、CO<sub>2</sub>を回収して地下に貯留する**CCS** (Carbon dioxide Capture and Storage) の導入が不可欠。
- ✓ 我が国としては、**2030年までに民間事業者がCCS事業を開始するための事業環境を整備**することとしており（GX推進戦略 2023年7月閣議決定）、公共の安全を維持し、海洋環境の保全を図りつつ、その事業環境を整備するために必要な**貯留事業等の許可制度等を整備**する。

## 1. 試掘・貯留事業の許可制度の創設、貯留事業に係る事業規制・保安規制の整備

## (1) 試掘・貯留事業の許可制度の創設

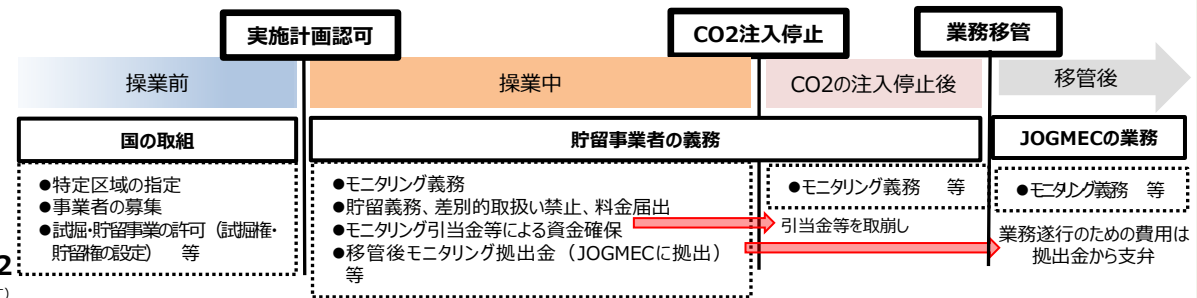
- ・経済産業大臣は、貯留層が存在する可能性がある区域を「**特定区域**」として**指定**※した上で、特定区域において**試掘やCO<sub>2</sub>の貯留事業を行う者を募集**し、これらを**最も適切に行うことができる者と認められる者**に対して、**許可**※を与える。
- ※ 海域における特定区域の指定及び貯留事業の許可に当たっては環境大臣に協議し、その同意を得ることとする。
- ・上記の許可を受けた者に、**試掘権**（貯留層に該当するかどうかを確認するために地層を掘削する権利）や**貯留権**（貯留層にCO<sub>2</sub>を貯留する権利）を**設定**する。CO<sub>2</sub>の安定的な貯留を確保するための、**試掘権・貯留権は「みなし物権」とする**。
- ・**鉱業法に基づく採掘権者は、上記の特定区域以外の区域（鉱区）でも、経済産業大臣の許可を受けて、試掘や貯留事業を行うことを可能とする**。

(参考1) CO<sub>2</sub>の貯留メカニズム

## (2) 貯留事業者に対する規制

- ・**試掘や貯留事業の具体的な「実施計画」は、経済産業大臣(※)の認可制とする。**
- ※ 海域における貯留事業の場合は、経済産業大臣及び環境大臣
- ・貯蔵したCO<sub>2</sub>の漏えいの有無等を確認するため、**貯留層の温度・圧力等のモニタリング義務**を課す。
- ・**CO<sub>2</sub>の注入停止後に行うモニタリング業務等に必要な資金を確保するため、引当金の積立て等を義務付ける。**
- ・貯留した**CO<sub>2</sub>の挙動が安定している**などの要件を満たす場合には、**モニタリング等の貯留事業場の管理業務をJOGMEC(独法エネルギー・金属鉱物資源機構)に移管**することを可能とする。また、**移管後のJOGMECの業務に必要な資金を確保するため、貯留事業者に対して拠出金の納付を義務付ける。**
- ・正当な理由なく、**CO<sub>2</sub>排出者からの貯留依頼を拒むことや、特定のCO<sub>2</sub>排出者を差別的に取扱うこと等を禁止するとともに、料金等の届出義務**を課す。
- ・**技術基準適合義務、工事計画届出、保安規程の策定等の保安規制**を課す。
- ・試掘や貯留事業に起因する**賠償責任**は、被害者救済の観点から、**事業者の故意・過失によらない賠償責任(無過失責任)**とする。

(参考2) 貯留事業に関するフロー

2. CO<sub>2</sub>の導管輸送事業に係る事業規制・保安規制の整備

## (1) 導管輸送事業の届出制度の創設

- ・CO<sub>2</sub>を貯留層に貯留することを目的として、**CO<sub>2</sub>を導管で輸送する者は、経済産業大臣に届け出なければならないものとする。**

## (2) 導管輸送事業者に対する規制

- ・正当な理由なく、**CO<sub>2</sub>排出者からの輸送依頼を拒むことや、特定のCO<sub>2</sub>排出者を差別的に取扱うこと等を禁止するとともに、料金等の届出義務**を課す。
- ・**技術基準適合義務、工事計画届出、保安規程の策定等の保安規制**を課す。

※海洋汚染防止法におけるCO<sub>2</sub>の海底下廃棄に係る許可制度は、本法律に一元化した上で、海洋環境の保全の観点から必要な対応について環境大臣が共管する。